

平成十八年経済産業省令第三十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

行政手続法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十三号）の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則の全部を改正する省令を次のように制定する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則の全部を改正する省令

（公告及び予告）

第一条 審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十二条第一項に規定する審理員をいう。以下同じ。）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十三年通商産業省令第三号）の全部を次のように改正する。

（第一項の規定による公聴会等の手続に関する規則の全部を改正する省令）

第二条 第九十二条第一項の意見の聴取（経済産業大臣がした処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。）をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限日の七日前までに公告しなければならない。

第三条 意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公告された期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 職業及び略歴

三 意見の要旨及び理由

第四条 審理員は、意見聴取会を開こうとするときは、意見聴取会の期日の七日前までに意見聴取会の期日及び場所を審査請求人、利害関係人及び参加人に予告しなければならない。

（参考人）

第五条 議長は、必要があると認めるときは、関係行政府の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

（議長）

第六条 議長は、必要があると認めるときは、利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（利害関係の疎明）

第七条 議長は、必要があると認めるときは、利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（審査請求の要旨及び理由の陳述等）

第八条 議長は、必要があると認めるときは、利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（審査請求の要旨及び理由の陳述等）

第九条 議長は、必要があると認めるときは、利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（審査請求の要旨及び理由の陳述等）

第十条 議長は、必要があると認めるときは、利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

（審査請求の要旨及び理由の陳述等）

第十二条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

（調書）

第十三条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

（調書）

第十四条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

（調書）

第十五条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

（調書）

第十六条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

（調書）

（記録の閲覧）

第十七条 審査請求人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所

第十八条 出席した利害関係人又はその代理人の氏名又は名称及び住所

第十九条 弁論、陳述又はこれらの要旨

第二十条 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

第二十一条 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

（この省令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則

附 則（平成二八年三月二九日經濟産業省令第四三号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。